

平成 29 年度 医療費適正化事業計画

札幌市国民健康保険の給付適正化のため、以下の事業を実施します。

(1) レセプト内容点検

医療機関等からの診療報酬明細書による請求について、審査及び支払を北海道国民健康保険団体連合会に委託しているが、この審査の適切性について精査するため、業務委託により医科及び調剤全レセプトの点検（縦覧、横覧、突合）を実施する。

【平成 29 年度目標】

財政効果額(再審査申出による減額) : 93,000 千円

(2) 医療費通知

医療費の実情や健康に対する認識を深めることを目的に、全世帯に対し年 2 回送付する。

通知には、受診者名、受診年月、入院・外来の区分、日数、医療機関名、医療費等の額を記載する。

(3) 第三者行為求償

交通事故等、第三者（加害者）の不法行為により生じた保険給付について、保険者が立て替えた医療費等を加害者及び損害保険会社等に対して損害賠償請求を行う。

併せて、傷病届の提出もれを発見するため、レセプト点検により第三者行為が原因と思われるものを抽出するほか、マスメディア等の活用により第三者行為の該当可否に係る被保険者照会を実施する。

【平成 29 年度目標】

求償件数 : 300 件、求償額 : 100,000 千円

傷病届の自主的な提出率(提出される傷病届のうち、被保険者及び損害保険会社の援助による届け出の割合) : 55%

(4) ジェネリック医薬品使用促進事業

先発医薬品から後発医薬品に切り替えた際に、自己負担の差額が大きい被保険者を対象として、軽減できる自己負担額を年 2 回通知する。送付にあたっては、後発医薬品使用に関する啓発資料を通知裏面に掲載するほか、被保険者証に貼付する『ジェネリック医薬品希望シール』を同封する。

また、平成 28 年度に作成したジェネリック医薬品に係る PR 動画を、区役所及び市公式 YouTube チャンネルにおいて公開し、ジェネリック医薬品使用についての理解促進を図る。

【平成 29 年度目標】

ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース・平成 30 年 3 月) : 75.0%

差額通知実施による薬剤費削減額(1 か月) : 1,750 千円

(5) レセプト資格点検

医療機関から請求されたレセプトと国保連合会の電算の資格データを突合した結果、無資格又は誤りが発見されたものについて調査確認の上、医療機関への返戻や被保険者への返還請求・保険者間調整[※]等を行う。[※]資格喪失後の受診等により発生する返還金について、新旧保険者間で返還金の精算を行う仕組み。平成 27 年から開始。

また、国保連合会から提供される年金受給権者情報に基づき、退職者医療制度の要件を満たしているが未適用となっている被保険者について、職権適用(被扶養者と思われる被保険者がいる場合は届出勧奨)を行う。これにより退職資格が遡及して発生した場合は、一般分として支出した給付費の退職分への振替を行う。

【平成 29 年度目標】

資格点検による過誤調整額 : 506,250 千円

(6) 施術に係る療養費点検

① 柔道整復師による施術療養費の点検

請求内容等に係る過誤・不正請求の防止を徹底するため、申請内容に疑義があるものを抽出し、被保険者調査を実施する。また、適正受診の啓発に係るパンフレットを調査票に同封するとともに、区役所にも配架して周知を図る。

② あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術療養費の点検

当該療養費のうち約 3 割を往療料が占める現状を踏まえ、支給申請書をデータ化したうえ、申請書に記載された往療距離の点検を実施する。

(7) その他の適正化事業

① 医療保険と介護保険の給付調整

同一の疾病または傷害について、介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わない旨規定されていることから、これらの突合処理を実施し、医療保険での算定が認められていない請求に係るレセプトについて返戻処理を行う。

② 重複投薬者を対象とした適正受診・適正服薬勧奨

レセプト点検により抽出する対象者(複数の医療機関を受診し、同一薬効の薬剤を複数処方調剤されている被保険者)に対し、適正受診等に係る文書勧奨を行う。

(8) 保健事業

特定健康診査(とくとく健診)や特定保健事業は、「第二期特定健診等実施計画」及び「第一期保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき実施する。

なお、現行計画はともに平成 29 年度に終期を迎えるため、これまでの保健事業や特定健康診査等の分析結果等をふまえ、次期計画の策定を行う

*下線部は、平成 29 年度の新規取組